

平成 2 4 年

第 6 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成24年第6回定例教育委員会日程

日 時 平成24年6月26日(火) 午後1時30分から

場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名
鈴木幸子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について(学校教育課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第1号 我孫子市就学援助費要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 5
------------------------------------	-----------

議案第 1 号

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

平成 2 4 年 6 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い改正するものです。

我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示

我孫子市就学援助要綱（平成23年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「私は、就学援助費の支給の申請をするに当たり必要な住民税額の課税状況、住民票（外国人登録原票）及び児童扶養手当受給の有無を市職員が確認することに同意します。」を「私は、就学援助費の支給の申請をするに当たり必要な住民税額の課税状況、住民票及び児童扶養手当受給の有無を市職員が確認することに同意します。」に改める。

附 則

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

我孫子市就学援助要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことに関し、必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 就学援助の対象者は、我孫子市立の小学校又は中学校に在籍している児童又は生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

（2）別表第1に定める準要保護者認定基準に基づき、要保護者に準じる程度に困窮していると我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるもの（以下「準要保護者」という。）

（就学援助の費目等）

第3条 就学援助の費目並びに当該費目ごとの対象者及び支給額は、別表第2のとおりとする。

（申請）

第4条 就学援助を受けようとする者（要保護者を除く。以下「申請者」という。）は、就学援助受給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に準要保護者認定基準に該当することを証する書類を添付し、原則として在籍校の校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、当該書類について、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

以下略

様式第1号(第4条関係)

就学援助受給申請書

年 月 日

我孫子市教育委員会 あて

住 所

申請者 氏 名

電 話

就学援助の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

学校名	我孫子市立 学校(学校ごとに申請してください)			
児童・生徒氏名	氏 名	保護者との続柄	生年月日	年度の学年
年1月1日の住所				
同一生計の世帯員状況(上記児童又は生徒を除く。単身赴任の家族も記入。)				
フリガナ 氏 名	保護者との続柄	生 年 月 日	職業又は在籍校名・学年 (今年就職・離職の場合は日付を)	
住居の状況(該当する にレを印してください。)				
持ち家(親との同居を含む。)		借家(賃貸契約しているもの:賃料月額		円)
添付書類 年1月2日以後に我孫子市転入した方又は我孫子市外から通学している方 ・同一世帯で収入のある方全員の 年又は 年の課税証明書				

(裏面あり)

抜粋

平成24年7月9日外国人登録制度が廃止され、新たな制度が始まります

外国人登録されている方へのお知らせ

平成24年7月9日(月曜日)に外国人登録制度が廃止され、日本に住む外国人の方も、日本人と同様に住民票が作成されます。

なお、我孫子市では平成24年5月上旬に、市内在住の外国人の方を対象に新しい制度のご案内を送付いたしました。

新しい制度の目的

これまで、日本人と外国人の方はそれぞれ別々の制度で登録されていましたが、日本に暮らす外国人の方が年々増加していることから、日本人と同じように基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっていました。今回の制度の改正は、外国人の方も日本人と同じ制度で登録することによって、外国人の方の利便性を向上させるとともに、市町村の事務の合理化を図る目的があります。

複数国籍世帯(1つの世帯に外国人の方と日本人がいる)について、より正確に世帯構成を把握することができ、世帯全員が記載された住民票が発行できるようになります。

- ・ 様々な行政サービスの届出が一本化され手続が簡素化されます。
- ・ 法務大臣と市町村長との情報の連携により、外国人住民の方が法務省(地方入国管理局)と市町村にそれぞれ届出するといった負担は軽減されるようになります。

外国人登録制度の変更について

外国人の方が行う届出の場所や方法等は、以下のように変わります。

1 『在留カード』が交付されます

現在の外国人登録制度は廃止となります。「外国人登録証明書」に代わり、新たに「在留カード」が交付されます。なお、新たな証明書が交付されない方もいます。

新たな証明書の名称	現在の在留資格	現在のお持ちの外国人 登録証明書の有効期間 * 法施行後も当面の間は 引き続き有効です	手続き及び交付 場所、 問合せ先
在留カード	永住者の方	2015年7月8日まで (法施行日から3年) * 16歳未満の方は法施行日から3年と16歳の誕生日のいずれか早い日	入国管理局
	永住者以外の方	在留期間の満了の日まで * 16歳未満の方は在留期間満了の日と16歳の誕生日のいずれか早い日	
新たな証明書なし	短期滞在の方 在留資格なしの方	2012年7月9日の法施行と同時に失効 (2012年10月までに入国管理局に返却)	入国管理局

「在留カード」の交付対象とならない方は法施行後、住所に関する証明書や印鑑登録が抹消されます。在留資格が変わったり、在留期間を更新している場合は、至急市役所に届け出をしてください。

2 外国人の方も2012年7月から住民票が作成されます

今回の法律の改正により、外国人の方も日本人と同様に住民登録の対象となります。

対象となる方は、「在留カード」または「特別永住者証明書」を交付される方です。在留カード等が交付されない方は、住民票が作成できません。

すでに印鑑登録カードをお持ちの方は、新たに暗証番号を登録することにより、住民票も自動発行機で取得することができるようになります。

問い合わせは、市民課受付担当まで。

現在、各市町村で保管している外国人登録原票は、法施行後は入国管理局で保管されるため、住所の変更履歴等の証明が必要な場合は、直接入国管理局へ請求していただくことになります。

